

令和4年度 加賀市役所の手話通訳士(者)の配置について

加賀市では手話を言語とするろう者の相談窓口として、手話通訳士の資格を有する常勤職員2名を配置してきた。令和4年3月末に1名が退職となり、現在は常勤職員1名の体制となっている。

手話通訳者の新規採用はこれまで継続的に募集しているが応募のない現状であり、今後とも募集を続ける予定であるが、それまでの間、ろう者の情報保障や相談受付が低下することのないよう、新たな体制案を検討している。

令和4年3月まで	現 状	新たな体制(案)
<p>【救急など重大な緊急時 (閉庁時)】 加賀市消防では、現場で手話通訳が必要な場合、市に電話連絡して市職員の手話通訳者と連絡を取る体制。</p>	<p>職員の手話通訳者が1名となり、交代がないことから必ずしも緊急時の現場で対応できるとは限らない。</p>	<p>石川県警では登録手話通訳者の名簿があり、手話通訳が必要な場合、名簿の順番に通訳者が見つかるまで連絡を取り続ける体制。 ※実績：R2年0件、R3年1件</p> <p>加賀市消防においても警察と同様の体制を取れないか検討と準備を進める。</p>
<p>【急病や生活に関わる日常的な緊急時(閉庁時)】 ビデオ通話ができるタブレット端末を2名の職員が交代で持ち、24時間365日の体制でろう者の相談受付と必要に応じて現場に向かい対応する支援などをしていた。</p>	<p>職員が1名になったことでタブレット端末のビデオ通話による24時間365日の相談受付と現場に向かう支援が労働環境として、継続困難になっている。</p>	<p>従来通り、24時間365日の相談受付を継続する。 また、現場支援が必要な場合も従来通り、市職員の通訳者が対応する体制を維持するが、市職員が事情で現場支援ができない場合、市内及び小松市・能美市の登録手話通訳者に電話連絡し、現場対応を依頼する。</p>
<p>【市役所の開庁時間帯】 ろう者が市役所に来庁された際、窓口で対応できるよう2名の職員のいずれかが在席となるよう調整をしていた。</p>	<p>手話通訳の職員が1名になったことで交代要員がないため、手話通訳の職員が訪問等の外出により通訳者が不在になることが増えた。</p>	<p>手話通訳の職員が庁内不在の場合、受付職員が筆談等で対応する。また、必要に応じて手話通訳の職員にビデオ通話し、外出先から来庁の用件を確認し、庁内職員に指示する方法を検討中。</p>